

# 岐阜県公報

号外(一) 令和六年十一月十九日

## 目次

### 告示

家畜伝染病の発生  
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家畜  
の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定

(家畜防疫対策課)

ページ

(同) 一

## 告示

岐阜県告示第四百六十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和六年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

二 家畜の種類

鶏

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその羽数

疑似患畜 約一万五千羽

四 発生場所

本巢市

五 発生年月日

令和六年十一月十九日

岐阜県告示第四百六十六号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種

類並びに当該家畜等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和六年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

瑞穂市、本巣市、安八郡神戸町、揖斐郡大野町及び本巣郡北方町（次の図に示す区域に限る。）

2 移出を禁止する区域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、本巣市、羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに本巣郡北方町（次の図に示す区域に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を岐阜県農政部家畜防疫対策課に備え置いて縦覧に供する。）

令和六年十一月十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社